

令和 8 年 6 月

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」の主な変更点

令和 8 (2026) 年度	令和 7 (2025) 年度
< 「学術変革領域研究 (B)」、「基盤研究 (S)」、「基盤研究 (B)」、「基盤研究 (C)」、「挑戦的研究 (開拓)」、「挑戦的研究 (萌芽)」、「若手研究」、「若手研究 (B)」(平成 29 (2017) 年度以前に採択された研究課題)、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金 (国際先導研究)」、「国際共同研究加速基金 (海外連携研究)」、「国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B))」(令和 4 (2022) 年度以前に採択された研究課題) 及び、「国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)」 > 1 総則 (略) 2 直接経費の使用 (略) 3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等) (略) 【研究代表者の交替】 3-6 「学術変革領域研究 (B)」の総括班研究課題及び「国際共同研究加速基金 (国際先導研究)」(以下「国際先導研究」という。)の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)しようとする場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学技術・学術審議会(国際先導研究の場合は科学研究費委員会)における審査を経た上で、様式 F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式 F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。 (略) 3-7 「学術変革領域研究 (B)」の計画研究及び国際先導研究の研究代表者が欠けた場合において、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者は、科学技術・学術審議会(国際先導研究の場合は科学研究費委員会)における審査を経た上で、様式 F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式 F-10-2「研	< 「基盤研究 (B)」、「基盤研究 (C)」、「挑戦的研究 (開拓)」、「挑戦的研究 (萌芽)」、「若手研究」、「若手研究 (B)」(平成 29 (2017) 年度以前に採択された研究課題)、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金 (国際先導研究)」、「国際共同研究加速基金 (海外連携研究)」、「国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B))」(令和 4 (2022) 年度以前に採択された研究課題) 及び、「国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)」 > 1 総則 (略) 2 直接経費の使用 (略) 3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等) (略) 【国際先導研究における研究代表者の交替】 3-6 「国際共同研究加速基金 (国際先導研究)」(以下「国際先導研究」という。)の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)しようとする場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学研究費委員会における審査を経た上で、様式 F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式 F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。 3-7 国際先導研究の研究代表者が欠けた場合において、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者は、科学研究費委員会における審査を経た上で、様式 F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式 F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。 (略) 【補助事業期間の延長】 3-10 研究代表者は、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。 なお、1年を超えて補助事業期間を延長することはできない。ただし、育児休業等を取得する場合には、「3-11」又は「3-12」に規定する手続によるものとする。また、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-13」又は「3-14」に規定する手続によるものとする。 (略) 【海外における研究滞在等による中断】 3-13 研究代表者（「学術変革領域研究（B）」の総括班研究課題及び国際先導研究を除く。）は、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、未使用の助成金について中断の終了後に再交付を希望する場合には、様式F-13-4「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の助成金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式F-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式F-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。 【海外における研究滞在等に伴う補助事業期間の延長】 3-14 研究代表者（「学術変革領域研究（B）」の総括班研究課題及び国際先導研究を除く。）は、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、かつ1年以内に補助事業を再開した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、補助事業期間は、海外における研究滞在等により補助事業を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-13」に規定する手続によるものとする。 (略) 4 適正な使用の確保 (略) 5 研究活動における不正行為への対応 (略)	(略) 【補助事業期間の延長】 3-10 研究代表者は、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日（令和6年度補正予算による国際・若手支援強化枠で採択された研究課題で、令和1-1年度が研究計画最終年度にあたるものについては2月1日）までに、様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。 なお、1年を超えて補助事業期間を延長することはできない。ただし、育児休業等を取得する場合には、「3-11」又は「3-12」に規定する手続によるものとする。また、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-13」又は「3-14」に規定する手続によるものとする。 (略) 【海外における研究滞在等による中断】 3-13 研究代表者（国際先導研究を除く。）は、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、未使用の助成金について中断の終了後に再交付を希望する場合には、様式F-13-4「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の助成金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式F-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式F-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。 【海外における研究滞在等に伴う補助事業期間の延長】 3-14 研究代表者（国際先導研究を除く。）は、海外における研究滞在等により補助事業を中断し、かつ1年以内に補助事業を再開した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、補助事業期間は、海外における研究滞在等により補助事業を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-13」に規定する手続によるものとする。 (略) 4 適正な使用の確保 (略) 5 研究活動における不正行為への対応 (略)
---	--

6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等 (略) 7 研究成果報告書等の提出 (略) 【「学術変革領域研究（B）」に係る研究成果報告書（研究領域）等の提出】 7-3 領域代表者（総括班研究課題の研究代表者）は、研究領域の研究期間終了後の翌年度の6月30日までに、研究領域内の各研究課題の補助事業の成果を取りまとめた上で、様式F-18「研究成果報告書（研究領域）」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、特段の理由があって上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式F-23「研究成果報告書提出延期届」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書等により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない（研究成果報告書（研究領域）は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。 【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】 7-4 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2）若しくは「研究経過報告書」（様式C-21、様式C-42、様式F-21）又は「研究成果報告書（研究領域）」（様式C-18、様式F-18）若しくは「研究成果報告書提出延期届」（様式C-23、F-23）を提出期限までに提出していない場合には、研究代表者及び研究分担者は、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。 7-5 研究分担者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2）若しくは「研究経過報告書」（様式C-21、様式C-42、様式F-21）又は「研究成果報告書（研究領域）」（様式C-18、様式F-18）若しくは「研究成果報告書提出延期届」（様式C-23、様式F-23）を提出期限までに提出していない場合には、研究分担者は、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。 8 研究成果等の発表・活用 (略) 【研究成果発表における表示義務】 8-2 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に助成金の交付を受けて行っ	6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等 (略) 7 研究成果報告書等の提出 (略) 【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】 7-3 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式C-42、様式F-21）を提出期限までに提出していない場合には、研究代表者及び研究分担者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。 7-4 研究分担者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式C-42、様式F-21）を提出期限までに提出していない場合には、研究分担者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。 8 研究成果等の発表・活用 (略) 【研究成果発表における表示義務】 8-2 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に助成金の交付を受けて行っ
--	--

た研究の成果であることを必ず記載しなければならない（英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を含めること。）。 （略） 【国際活動の知見の提供】 8-4 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見がある場合には、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究機関の求めに応じ、当該知見等の提供に努めなければならない。 【「学術変革領域研究（B）」、国際先導研究、「国際共同研究加速基金（海外連携研究）」、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」及び「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」については、上記「8-4」に代えて下記「8-4-1」のとおりとする。 【国際活動の知見の提供】 8-4-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見を、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて積極的に所属研究機関に提供しなければならない。 9 その他 （略）	た研究の成果であることを必ず記載しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」を含めること。）。 （略） 【国際活動の知見の提供】 8-4 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見がある場合には、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属する研究機関の求めに応じ、当該知見等の提供に努めなければならない。 【国際先導研究、「国際共同研究加速基金（海外連携研究）」、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」及び「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」については、上記「8-4」に代えて下記「8-4-1」のとおりとする。 【国際活動の知見の提供】 8-4-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業で取得した国際活動の知見を、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて積極的に所属研究機関に提供しなければならない。 9 その他 （略）
--	---